

昭和五十七年六月七日提出
質問第一四号

福岡県知事公舎問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年六月七日

提出者 小沢和秋

衆議院議長 福田 一 殿

福岡県知事公舎問題に関する質問主意書

福岡県当局が、総工費五億九千万円に達する豪華な知事公舎を建設し、私邸部分の調度品に至るまで県費で調達していた事実は、亀井知事の政治姿勢を示すものとして、マスコミで全国に報道され、地元では監査を請求する運動が始まっている。

我が党の調査によれば、県当局ははじめからこのように豪華な公舎を建設する予定でいながら、昭和五十四年十二月議会に設計委託料千三百八十五万円を計上、次いで五十五年二月議会に五十五年度分として一億九千八百九十九万円、五十六年度分として九千五百九十万円の建設費を計上した。県当局は、これにより公舎の総工費は二億八千万円程度という印象を県民の間に広げた。ところが、その一方では、県有施設緑化推進事業費の中に九百七十万円の公舎植栽事業を盛り込ませていた。さらに五十六年二月議会に「総合庁舎等建設費」の名目で、行橋・福岡東地区な

どの総合庁舎建設費を計上した中に公舎建設費の追加分三億四千九百九十六万円を盛り込んでいながら、関係委員会での予算説明では一切触れず、公舎建設事業の全体計画が六億円近い巨額になることをどの時期にも示さなかった。このような県民を欺くやり方について、知事本人に政治的、道義的に大きな責任があることは明らかである。

そこで、以下、次の諸点について質問する。

一 福岡県が全国有数の大県であるとしても、類似県と比べてさえあまりに公舎が豪華であることは、ほぼ同時に建設された北海道知事公舎一億二千五百万円と比較しただけでも否定できない。これに対し、県民生活は不況の長期化などで一層苦しくなっている。戦前に建てられた県立養護施設も老朽化したままに放置されている。このような状況の下での豪華な公舎建設は、地方自治法第二条第十三項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、地方

財政法第四条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」などに反しており、違法な支出ではないのか。

二 現在、政府は国の財政危機を打開するため、地方に対しても節減を指示していることは、昭和五十六年一月五日付、各都道府県知事あて自治事務次官通達「地方公共団体における行政改革の推進について」などで明らかである。

我が党は、政府の「行政改革」のやり方には厳しい批判を持っているが、国・地方とも財政的に困難な状況にあることはよく認識している。このような時期に、国の指導を無視して豪華な公舎を建設することは、地方財政法第二条「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し……てはならない。」に違反しているのではないか。

三 この建設費の中には、電気洗たく機、こたつ、食卓など私邸部分の住居備品費九百二十六万円が含まれている。これは県民から公私混同として、特に厳しい批判を受けている。国家公務

員宿舍法第十一条によれば、「公邸には、いす、テーブル等公邸に必要とする備品（もつぱら居住者の私用に供するものを除く。）を備え付け、無料で貸与する。」ことになっており、首相官邸などであつても、私生活に使用するものまで国費で無料提供することを禁止している。県知事公舎についても当然これに準じて措置されるべきではないか。

四 以上述べたように、本問題は県民の厳しい批判を免れ得ない違法・不当な支出であることは明白である。

地方自治法第二百四十六条の二（事務の違法不当処理に対する内閣総理大臣の監督権）では、「不当に経費を支出し、……著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあると認めるときは、……違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。」と定めている。前項で指摘した私邸部分の住居備品等は明らかに本条に違反しているものであり、是正のため本条に定める監督権限を行使すべきものと考えるが、内閣総

理大臣の見解を明らかにされたい。

右質問する。